

2024年度後期 甲南大学（学部・大学院）再入学要項

1. 出願資格

次の要件のいずれかを満たす者

- (1) 疾病その他やむを得ない理由で本学を退学した者
- (2) 授業料その他の学費の未納による除籍後1年以上経過した者
- (3) 大学院博士後期課程において、所定の単位を修得し退学した者

2. 受入学部・学科（研究科・専攻）

退学または除籍時の学部・学科（研究科・専攻）に限り願い出ることができる。名称変更や募集を停止した学部・学科（研究科・専攻）への願い出は事前に問い合わせること。なお、再入学の時期は、2024年度後期（2024年9月17日）とする。

学部・研究科	学科・専攻
文学部	日本語日本文学科、英語英米文学科、社会学科、人間科学科、歴史文化学科
理工学部	物理学科、生物学科、機能分子化学科
経済学部	経済学科
法学部	法学科
経営学部	経営学科
知能情報学部	知能情報学科
マネジメント創造学部	マネジメント創造学科
フロンティアサイエンス学部	生命化学科
人文科学研究科	日本語日本文学専攻、英語英米文学専攻、応用社会学専攻、人間科学専攻
自然科学研究科	物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、生命・機能科学専攻、知能情報学専攻
社会科学研究科	経済学専攻、経営学専攻
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻

3. 出願書類（*の書類は自筆で作成すること）

- (1) 再入学願（本学所定様式）*
- (2) 修学計画書（本学所定様式）*
- (3) 単位認定申請書（本学所定様式）*
- (4) 学業成績証明書（単位の修得状況が記載されていること）
- (5) 退学許可通知又は除籍通知の写し（紛失等の場合は本学の在籍期間証明書）

4. 出願資格の事前確認

再入学を希望する者は出願資格について事前の確認が必要となる。

(1) 事前確認受付期間

2024年6月10日(月)～6月14日(金)

受付時間：9～16時

(2) 手続方法

出願書類(1)および(2)を事前確認受付期間内に教務部窓口を持参または郵送(2024年6月14日必着)すること。

※提出書類の内容について、出願予定の学部・学科等から問い合わせる場合がある。

※事前確認の結果、再入学後に卒業(修了)の見通しが立たない等の理由により、出願できない場合については、出願期間までに別途通知する。

5. 出願

(1) 出願期間

2024年6月25日(火)～7月1日(月)日曜日は除く

受付時間：9～16時(土曜日は13時まで)

(2) 手続方法

出願書類(3)～(5)を出願期間内に教務部窓口を持参または郵送(2024年7月1日必着)すること。

6. 審査方法

審査の実施日時については、出願後追って通知する。

学部・研究科	学科・専攻	審査方法
文学部	日本語日本文学科、 英語英米文学科、社会学科、 人間科学科、歴史文化学科	面接及び出願書類により総合的に行う。 (必要に応じて追加の書類を求めることがある)
理工学部	物理学科、生物学科、 機能分子化学科	面接及び出願書類により総合的に行う。
経済学部	経済学科	面接及び出願書類により総合的に行う。
法学部	法学科	面接及び出願書類により総合的に行う。
経営学部	経営学科	面接及び出願書類により総合的に行う。
知能情報学部	知能情報学科	面接及び出願書類により総合的に行う。
マネジメント 創造学部	マネジメント創造学科	面接及び出願書類により総合的に行う。
フロンティア サイエンス学部	生命化学科	面接及び出願書類により総合的に行う。
人文科学研究科	日本語日本文学専攻、 英語英米文学専攻、	面接及び出願書類により総合的に行う。 (必要に応じて追加の書類を求めること)

	応用社会学専攻、人間科学専攻	がある)
自然科学研究科	物理学専攻、化学専攻、 生物学専攻、生命・機能科学専攻、 知能情報学専攻	面接及び出願書類により総合的に行う。
社会科学研究科	経済学専攻、経営学専攻	面接及び出願書類により総合的に行う。
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	面接及び出願書類により総合的に行う。

7. 再入学許可通知

審査の結果、再入学を許可された者は 2024 年 9 月上旬に再入学許可通知を送付する。

8. 再入学手続

- (1) 再入学を許可された者は、所定の納付金（当該年度の入学金及び決定した年次の学生と同額の学費）を再入学許可通知に同封の「振込依頼書」を用い、納付金についての通知文書に記載の期日内（7 日以内）に納付しなければならない。期日までに納付がない場合は、再入学を辞退されたものとして取り扱う。
- (2) 納付金の入金確認後、再入学許可書を郵送する。その他再入学に必要な提出書類は再入学許可書に同封して送付する。

9. その他

- (1) 既納の納付金は、いかなる事情があっても返還しない。
- (2) 再入学前の在学年数とは、本学が在学したものと認めた年数とする。
- (3) 再入学した者は、標準修業年限から再入学前の在学年数を控除した年数以上在学することを要する。
- (4) 再入学した者は、再入学前の在学年数を最長在学年数から控除した年数を超えて在学することはできない。
- (5) 決定した再入学年次に適用される学則及び関連諸規程に従い履修する。
- (6) 再入学前に本学で修得した単位については、申請に基づき、決定した再入学年次に適用される学則に設置している授業科目の単位に認定することができる。ただし、授業科目の変更等により認定されない場合がある。
- (7) 次年度以降の学費については、当該年次の学生と同額とする。

以上